

2020年11月25日

埼玉県知事  
大野元裕 殿

県保健医療部長  
関本建二 殿

埼玉県保険医協会  
理事長 大場敏明

## 発熱患者・県民からの相談対応に向けた 「医療機関の役割の明示」「行政窓口体制の強化」と、 感染抑制に向けた検査対象拡大の具体施策を求める要請

拝啓 貴職並びに埼玉県職員の皆様方が日夜を問わず、休日返上で新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じていることに敬意を表します。

さて、インフルエンザの流行に備えた医療体制の準備にあつて、貴職の方針では、発熱患者や受診を希望する県民は直接医療機関に連絡のうえ、診療や検査を受けることとされ、今春よりこれまで相談窓口を担ってきた保健所による対応は休日や夜間のみに対応することとされています。

しかし、県民に対して、受診の相談窓口がこれまでと異なることなど、発熱時の県内診療体制に関する周知は今月に入っても行われているとは言えない状況です。

そもそも医療機関による受診相談の対応は、診療・検査医療機関のみが対応するものなのか、申請していない医療機関を含むのか、貴職の方針は曖昧に見受けられます。指定医療機関の役割と指定以外の期間の役割を明示し、発熱等で受診を希望する県民に対する医療体制を明示することは感染拡大の防止策において重要事項です。が、11月の段階において、医療機関に対してわかりやすい明示がされていません。診療検査医療機関の申請数が、貴職らの期待に叶うような場合であっても、県内医療機関の多くが未申請医療機関となることは想像に難くありません。医師会未加入の医療機関も含めて県内の全医療機関に対して、発熱患者に対応する新医療体制の全体像を周知することは、地域住民からの相談体制を確立させるうえで大変重要です。

そして同時に保健所の相談対応の体制強化も必要です。保健所の負担軽減をはかるために、県民からの相談の最前線に医療機関を配置する新しい体制について県民は馴染んでいない状況にあります。受診勧奨、受診相談などについてホームページを閲覧できる環境にない地域住民を一定数想定し、これまでの相談体制を一層強化した対応体制を講じておくことは、感染の可能性者が適切に受診していくためにどうしても必要です。

発熱患者・県民からの相談対応のために「医療機関役割の明示」と「行政窓口体制の強化」を講じてください。

また、医療機関が受診相談を受けていくことと関連しますが、「診療・検査医療機関」を埼玉県のホームページで公表するにあたっては、地域住民数との対比や感染者数の多い地域における申請状況なども考慮していくことが必要です。全県を一つの医療圏と捉えて一律に公開していくのは地域実情にそぐわないように見受けられます。感染者が多い地域の医療機関名公開は慎重さが求められているといえます。

貴職が全国屈指の奮闘で「診療・検査医療機関」の周知を行いながらも、申請件数が伸びない要因の一つは、全国でも二県のみしか採用していない「医療機関名を公表方式」にも求められます。医療体制の確保をはかるうえで、これまでの施策を軌道修正し、非公表医療機関の申請も認めることなど医療機関の実情に適した申請を認める柔軟な対策が求められていると思われまます。

最後に、流行期における院内感染の防止、施設内感染拡大の防止の対策を講じるうえでは、9月議会に

おける知事答弁のごとく、「専門家見地」により「躊躇なく幅広く」検査を実施することが何より重要です。検査の実施に向け、検査を実施するうえで具体策を示していただけますようお願いいたします。

以上、10月16日付けの回答書面と関連しますが、再流行が見込まれる折、一刻も早い対応策を講じるよう求めます。貴職からの新医療体制の整備に関する周知事項や、回答につきましては、当方の会員にも広報、周知をしていく所存です。大変にご多忙中のところと承知しておりますが、ご回答賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

## 記

### 【相談体制の充実と強化】

1. 貴職が運営する「診療・検査医療機関」を検索するインターネットサイトにおいて、各医療機関が掲げる発熱外来対応時間以外に来院があった場合や、他の患者の予約状況等の事情でやむを得ず受診を断るようなことがあっても「応召義務違反」には該当しないことを、わかりやすく明示してください。
2. 全ての医療機関に向け、新医療体制、受診フロー、等を各地域に周知してください。特に「指定医療機関の役割」と「指定を受けていない医療機関の役割」を明示のうえ、相互の役割が認識できるようにしてください。
3. 「診療・検査医療機関」の公開後においても、相談窓口の体制確保は重要であることから、行政機関において、相談窓口の体制を強化してください。行政の相談機関において、受診が可能な医療機関を紹介する役割を位置づけてください。
4. 県民に対して、今冬の医療体制について、様々な媒体を用いて周知をはかってください。県民の理解を得やすくするために、受診に関するフロー図を至急広報してください。

### 【診療・検査医療機関の申請要件】

1. 「診療・検査医療機関」を増やすためにも、全国の他県と同様、非公表を希望する医療機関にも「診療・検査医療機関」の申請を認めてください。

### 【検査対象の拡大と具体施策】

1. 新型コロナウイルス感染症に対するPCR等検査は、9月議会における知事答弁を具体化してください。「感染拡大の地域」にある医療機関や介護職員、学校職員、が躊躇なく検査を受けられるような検査体制を構築してください。検査の受付・窓口を設けて、そのことをしっかりと周知してください。
2. 「感染拡大の地域」においては、保険診療においても検査を実施することが認められていますが、「感染拡大の地域」を判断する機関を明らかにして周知してください。医療機関において必要な検査を実施できるような体制整備にご協力ください。

#### (参考)

九月議会における大野知事答弁より

「現段階では、症状のない方全員に一律に検査することは考えておりません。他方、感染拡大の恐れがあるなど、検査が必要な場合には積極的に検査を実施してまいります。」

「また、医療、介護、福祉、学校教職員については、感染拡大地域等に該当する場合には、専門家などの所見に基づき、必要なPCR検査を躊躇なく幅広く行ってまいります。」

以上